

○保健師免許、助産師免許、看護師免許申請について

手続概要	保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験に合格した人が保健師免許、助産師免許、看護師免許を取得する際に申請する手続です。
根拠法令	保健師助産師看護師法第7条、保健師助産師看護師法施行令第1条の3、保健師助産師看護師法施行規則第1条の3
申請方法	<p><b>【提出先】</b> 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。</p> <p><b>【受付時間】</b> 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
その他	<p><b>【手続対象者】</b> 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験に合格した者</p> <p><b>【提出時期】</b> 隨時</p> <p><b>【手数料(説明)】</b> 登録免許税(収入印紙)は9,000円です。</p> <p><b>【相談窓口】</b> 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許登録係</p> <p><b>【免許申請について】</b> 有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の籍簿に登録が必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。 ※ 免許申請行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。</p>